

# ソマリア沖海賊緊急報告

2009年3月24日

与党海賊対策PT座長  
衆議院議員 中谷 元

## これまでの経緯

11月14日 ソマリア沖海賊対策緊急会議

- 1月 7日 与党海賊対策PT設置
- 1月21日 中間取りまとめ 海上警備行動発令を決定
- 1月28日 海賊新法の基本方針決定  
海洋法条約、海上保安庁、国際協力、武器使用、司法警察
- 2月17日 与党PT海外状況視察  
英国(IMO)、エチオピア、ジブチ、パーレーン、ドバイ
- 3月 4日 海賊新法の骨子了承
- 3月10日 海賊新法の法案の与党了承
- 3月13日 海警行動発令、新法閣議決定、国会提出
- 3月14日 「さざなみ」「さみだれ」出航、約400名
- 4月上旬 予算関連成立後、国会審議開始

## なぜ、海上警備行動の発令に時間がかかったのか。

- 自衛隊法82条で、海賊対策ができるか。
  - 日本の人命、財産に限られる
  - 武器使用は、警察官職務執行法7条のみ
  - 国会が関与する枠組みが規定されていない
- 自衛隊の海賊対処は、新法を整備した上で対応するとして、新法の骨子ができるまで、海上警備行動の発令を控えてきた。

## 1. 護衛艦の派遣態勢等

- 主要装備
  - ・護衛艦 2隻(「さざなみ」、「さみだれ」)
  - ・哨戒ヘリを各艦に2機ずつ搭載

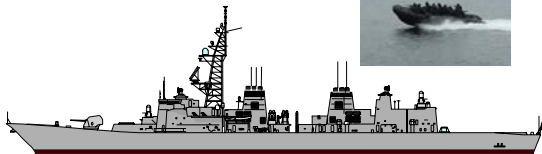
※必要な場合には、既にインド洋に派遣されている補給艦から、護衛艦への補給を実施
- 派遣予定人員
  - ・護衛艦の乗員：約400名(1艦：約200名)
  - ※海上保安官8名(1艦：4名)が同乗し、司法警察業務を遂行。
- 派遣部隊指揮官
  - ・第8護衛隊司令 1等海佐 五島浩司(50歳)
  - ・さざなみ艦長 2等海佐 溝江和彦(47歳)
  - ・さみだれ艦長 2等海佐 松井陽一(46歳)

### 「さざなみ」(DD「たかなみ」型)



主要性能(「たかなみ」型)	
基準排水量	4650トン
機関形式(軸数)	ガスタービン4基(2軸)
速力	30ノット
主要装備	12.7mm機関銃 64口径127mm連射砲×1 VLS装置一式 SSM装置一式 高性能20mm機関砲×2 3連装短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター
乗員	約190名

※特別機動艇を2隻搭載予定

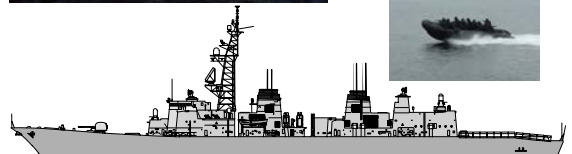


### 「さみだれ」(DD「むらさめ」型)



主要性能(「むらさめ」型)	
基準排水量	4550トン
機関形式(軸数)	ガスタービン4基(2軸)
速力	30ノット
主要装備	12.7mm機関銃 64口径76mm連射砲×1 VLS装置一式 SSM装置一式 高性能20mm機関砲×2 3連装短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター
乗員	約190名

※特別機動艇を2隻搭載予定



### 3. 活動内容等

#### (1) アデン湾における日本関係船舶の護衛

##### ① 護衛対象船舶

次のいずれかに該当する船舶を、国土交通省と調整の上、護衛対象とする。

ア 日本籍船

イ 日本人が乗船する外国籍船

ウ 我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって、我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶

7

##### ② 護衛要領

ア 防衛省は、国土交通省を通じて、船舶運航事業者等に対し、護衛計画を連絡。国土交通省は、護衛を希望する船舶リストを作成し、防衛省に提出。その後、防衛省は、国土交通省を通じて、船舶運航事業者等に護衛実施要領を連絡。

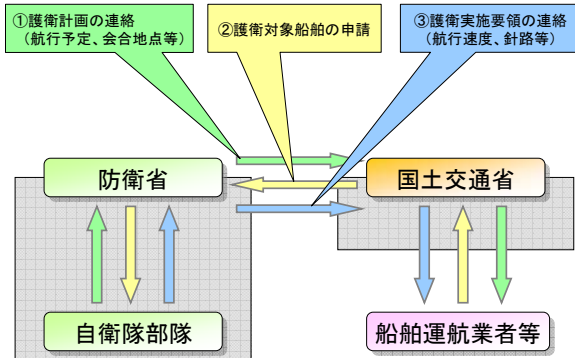
イ 護衛艦は、護衛対象船舶に同航し、同船舶との間で通信を行いつつ、護衛。

ウ 護衛艦による同航に際しては、ヘリによる哨戒を実施。

エ 海賊行為の抑止や海賊を退散させることが基本。

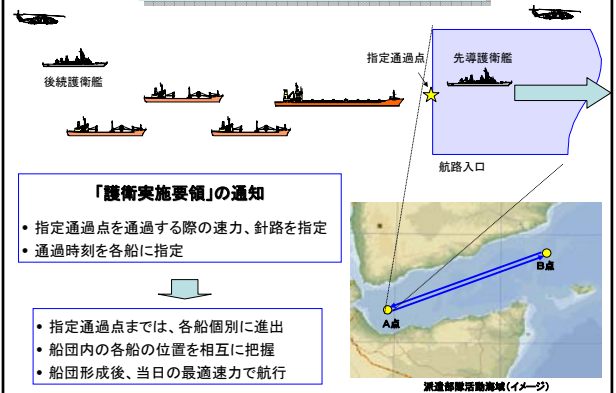
8

#### 参考1: 護衛調整要領



9

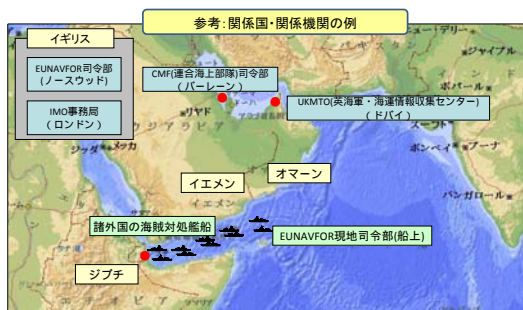
#### 参考2: 護衛実施要領(イメージ)



10

#### (4) 関係国・関係機関との連携・協力

- 関係国・関係機関と、運航安全情報、各国活動状況について、連絡官等を通じて情報交換。
- 個々の艦艇間においても通信により情報交換。



11

## なぜ、海保ではだめなのか

- 抑止が目的
  - 海賊が重武装をしている。
  - 各国が、軍隊で対応している。灰色の船を見ると、海賊は起こらない。
- 国際的な連携、国家の垣根を越えた交流
  - 40カ国の海軍の共同作業、軍同志の連携は、世界の安全保障、将来の海の安全の試金石になる。
- 海上保安庁は、日本周辺海域の警備活動などが主で、船舶の保有も限られている。
  - しきしま(6500トン)は一隻しかない。
  - アデン湾まで、数千キロ、日本からの距離が遠い。
- 指揮連絡、後方支援の運用面
  - 連続して絶え間なく、洋上で補給
  - CTF151、NAVFORとの連絡を受ける必要がある。
- 基本的に、日本のみならず、世界の船舶の安全を確保するための派遣。
  - 国としての総合力の発揮、能力の高い活動が要求される。

## 今後の課題

- ジブチとの地位協定
- 各国との協力体制(特に米軍、EU軍、仏軍)
- P3Cの派遣
- 日本関係船舶との調整
- 海賊への対処要領

## 海賊対処新法

1. 国連海洋法条約に則る、海賊行為の抑止や退散を目的とする。
2. 海賊処罰を規定。
3. 第一義的には海上保安庁。
4. 日本船舶だけでなく、外国船も対象とする。
5. 海賊行為への対処のための武器使用
  - 接近を阻止するための射撃を認める
  - 正当防衛は、急迫不正の侵害があり、やむを得ないと認められる場合、はしごから上っているときも含む。